

一般財団法人川越病院適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者が心安らかに最期を迎えられるよう、医師をはじめとする医療従事者が、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえ、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした最善の医療・ケアを提供することに努める。

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、最善の医療を尽くしても回復の見込みがない状況、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、あるいは進行性に悪化する病状を食い止められず次第に死期を迎えると判断される期間、などであり、どのような状況が人生の最終段階とするかは、患者によって異なる。患者の状態を踏まえて、医師をはじめ多職種で構成される医療・ケアチームで判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

1) 患者の状態に応じて、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。

その上で、患者または家族が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者の意思決定に基づいた人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。

2) 患者の意思は変化しうるものであり、本人が自らの意思をその都度示せられるよう適切な支援を行うとともに、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、患者とともに家族等の信頼できる者も含めて十分な話し合いを医療・ケアチームは繰り返し行うものとする。

3) 認知症あるいはその他の疾患により、自らの意思決定が困難な場合は、できる限り患者本人の意思を尊重した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームが関与して支援する。

4) 人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更・

中止等は医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

5) 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療ケアを行う。

6) 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定

(1) 本人の意思が確認できる場合

方針の決定は、適切な情報の提供と説明がなされたうえで、患者と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者による意思決定を基本とし、医療・ケアチームとして方針の決定を行う。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じて患者の意思は変化しうるものであることから、家族等を含めた十分な話し合いを医療・ケアチームは繰り返し行うものとする。話し合いのプロセスや方針については、その都度分かりやすく記録するものとする。

(2) 本人の意思が確認できない場合

家族等が意思を推定できる場合にはその推定意思を尊重し、患者にとっての最善の方針を取ることを基本とする。家族等が意思を推定できない場合には、患者に代わるものとして家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の方針を取ることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じてこのプロセスを繰り返し行う。家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には患者にとっての最善の方針を取ることを基本とする。話し合いのプロセスや方針については、その都度分かりやすく記録するものとする。

(3) 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定に際し、患者の心身の状態等により、医療・ケアの内容の決定が困難な場合や患者と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合、あるいは家族等の中で意見がまとまらず、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

この指針は令和7年4月1日から施行する。